別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産　（略）

負債　（略）

純資産　（略）

収益及び費用　（略）

備考

１　（略）

２　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２編第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　財務報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１　（略）

第２【事業の状況】

１～４　（略）

５【重要な契約等】

６・７　（略）

第３・第４　（略）

第５【経理の状況】

１【連結財務諸表等】

⑴　（略）

⑵【その他】⒀

２【個別財務諸表等】

⑴【個別財務諸表】⒁

①～⑤　（略）

⑵　（略）

⑶【その他】⒂

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合にお

別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産　（略）

負債　（略）

純資産　（略）

収益及び費用　（略）

備考

１　（略）

２　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２章から第３章の２まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　財務報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１　（略）

第２【事業の状況】

１～４　（略）

５【経営上の重要な契約等】

６・７　（略）

第３・第４　（略）

第５【経理の状況】

１【連結財務諸表等】

⑴　（略）

⑵【その他】

２【個別財務諸表等】

⑴【個別財務諸表】⒀

①～⑤　（略）

⑵　（略）

⑶【その他】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合にお